

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）のごあんない



！ ご注意ください ！

令和7年9月1日（月）から お問い合わせ先・申請先が変更 となっています。

※事業に関する内容等についての変更はありません。

1 制度概要

（1）対象者

中央区内に住所を有する、以下のいずれかの保護者

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方
保護者の仕事や通院、学校行事などの理由で利用でき、保育認定の有無を問いません。
- ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。

（2）対象児童 未就学児（満6歳に達する年度の末日まで）

（3）対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※裏面の申請スケジュールをご確認ください。



◀ホームページは
こちらからどうぞ

（4）利用時間帯 毎日 午前7時から午後10時まで

（5）補助上限時間 児童1人当たり月20時間まで、年度内144時間以内まで

（多胎児は児童1人当たり月40時間まで、年度内288時間以内まで）

※ クーポンや福利厚生等の割引券、ポイントは併用できますが、割引された金額は補助対象外です。
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます（交通費等に充てることはできません）。

※ 申請は、利用日ごとに1時間単位とします。（2時間30分ご利用の場合は、2時間または3時間で申請します。なお、1時間未満のご利用は対象外となりますのでご注意ください。）

（6）補助上限額 1時間当たり **2,500円まで**

※ クーポンや福利厚生等割引券、ポイントは併用できますが、割引された金額は補助対象外です。
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます（交通費等に充てることはできません）。

※ ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です）。

※1時間あたりのベビーシッターの利用料金（税込み）が補助上限額となります。

（例）1時間あたりのベビーシッターの料金 2,200円 ⇒ 補助上限額 2,200円
2,700円 ⇒ 補助上限額 2,500円

（7）対象事業者 東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者

詳細は、東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。

▼東京都 HP



（8）保育基準 児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること

ただし、共同保育（児童2人について、保護者とベビーシッターが共同して保育を行うこと。保護者は常に保育に関わっている必要があります。）の場合であり、かつ保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人でも補助対象となります。

2 利用の流れ

① 事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

② ベビーシッター利用（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

③ 区への申請（利用者→区）

【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

④ 補助金の交付（区→利用者）

審査に基づいて決定した金額を支払います（申請額より低くなる場合があります）。

3 申請方法

次の書類を、中央区委託事業者へ郵送でご提出ください。

なお、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

※ 窓口へのご提出は、子ども家庭支援センター「きらら中央」及び勝どき・日本橋分室で承ります。

＜郵送提出先＞ 令和7年9月1日（月）から

〒135-0042 東京都江東区木場 2-7-23 第一びる 本館 1 階

アデコ株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 宛て

※宛先に必ず「中央区ベビーシッター事業事務局」と記載のうえ、郵送いただけますようお願いいたします。

【提出書類】

① 中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書

② ベビーシッター利用内容内訳表

③ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書

④ 領収書（原本）

⑤ 利用した児童名、利用日、利用時間、利用料や割引額等の明細が分かる書類

※ ③と同じ内容を④・⑤に記載があり、ベビーシッター名や要件の確認ができる場合は省略可。

【申請スケジュール】 **原則として、〆切日までに申請をお願いいたします。**

利用期間	申請〆切日	区からの支払時期
令和7年7月～9月	10月20日(月)まで	12月末頃まで

※1 最終期限令和8年4月14日（火）までであれば、申請〆切日を過ぎていても受け付けいたします。

※2 **最終期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。**領収書等のご提出が間に合わない場合は、その旨を明記の上、【提出書類】①・②を必ず期限までにご提出ください。

※3 令和7年10月分以降の申請スケジュールは、ホームページをご確認ください。

4 その他

- ・申請内容について、ご利用のベビーシッター事業者に問い合わせる場合がございます。
- ・こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

＜お問い合わせ＞ 令和7年9月1日（月）から

アデコ株式会社 ☎ 0120-574-261

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月29日から1月3日を除く）